



秋季全国火災予防運動実施

11月9日(日)から11月15日(土)までの一週間にわたり、「秋季全国火災予防運動」が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として実施されるものです。

当消防本部においても、地域の安全と住民生活の安心・安全を確保するため住宅用火災警報器等の設置促進を図るとともに、「住宅防火・いのちを守る・7つのポイント」を重点項目として運動を展開します。



住宅防火 7つのポイント

3つの習慣

1. 寝たばこは、絶対にやめる。
2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



つけていて良かった
住宅用火災警報器

なぜ設置するの？

住宅用火災警報器は、火災発生を早期に知らせ、あなたや家族の命を守ってくれるからです。建物火災による死者数の約9割は、「住宅火災から発生」しています。また、住宅火災により亡くなった人の約7割が「逃げ遅れ」で、火災に早く気づくことが被害を最小限に抑えることとなります。

いつまでに設置するの？

新築住宅については、平成18年6月1日から義務化されており、既存住宅にも、平成23年5月31日までに設置しなければならぬことが条例で定められています。

管内火災件数の概要

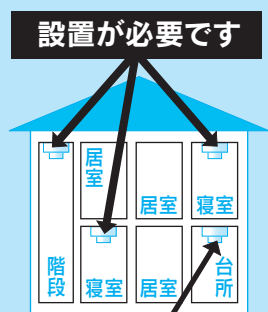
	19年	20年
建物	13	14
林野	2	4
車両	2	1
船舶	0	1
その他	14	13
計	31	33
死者	0	2
負傷者	4	2

(平成20年は9月30日現在)

どこに設置するの？

すべての寝室(子ども部屋含む)と寝室がある階の階段に設置する義務があります。二階建てで寝室が一階のみの場合は階段に設置する義務はありません。警報器はホームセンター、電気店等での購入(「NS」マークの付いたもの)、または地元消防団がお世話します。

住宅用火災警報器の取付け例



※台所の設置義務はありませんが、設置をおすすめします。



救急車の適正利用を
よろしく願います。

管内には、4台の救急車が配備されており、昨年の救急件数は1231件で10年前に比較すると約300件増加しており、今後、救急車の不足が予想されます。

救急車は、緊急に医療機関等の場所へ救急隊によって搬送しなければならぬ場合に利用しましょう。緊急性がないのに要請すると、本当に救急車を必要とする場合、出動できなくなり、救える命が救えない場合があります。

緊急性がなく、救急車以外に搬送手段がある場合は救急車の利用を避け、自家用車や公共交通機関を利用下さい。

皆さんの助け合いの精神で正しい救急車の利用をお願いします。

見事な査閲訓練を披露

9月12日(金)に大分県消防学校において、第55期初任科生の卒業式があり、その前に各消防本部の総勢76名(国東市5名)の学生による査閲訓練がありました。

訓練では半年間、学校で学んだ消防の基礎技術を消防関係者、家族等の前で見事に披露しました。



地上7mに張ったロープでモンキー渡過を披露する武蔵町・加藤真仁消防士(26)